

平成 21 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会
第 5 回会議要旨

< 出席者 >

外部評価委員（4 名）

岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員

事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（5 名）

基本目標：個別目標3「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」

個別目標5「心身ともに健やかにさせるまち」

保健予防課、高齢者医療担当課長、教育指導課長、学校適正配置担当副参事

< 開催日 >

平成 21 年 9 月 8 日（火）

< 場所 >

区役所 7階701会議室

< 開会 >

1 ヒアリングの実施

【部会長】

お忙しい中ありがとうございます。

外部評価委員会の今年度の目標は、協働ということを1つ掲げております。委員会は3つの部会に分かれています。ここ第2部会は、「福祉、子育て、教育、暮らし」を担当している部会でございます。

< 委員自己紹介 > < 説明者自己紹介 >

【部会長】

では、ヒアリングを開始させていただきたいと思います。

まず、私どものほうでいくつかヒアリング項目を出させていただいております。特に計画事業28「新型インフルエンザ対策の推進」、計画事業29「エイズ対策の推進」を保健予防課にお聞きすることになっております。このあたり、私どもの質問以外に保健予防課としてインフルエンザ対策、エイズ対策で何かございましたら、最初にお話しいただければと思います。

【説明者】

20年度は新型インフルエンザが実際に発生していたわけではないので、対策というのは、こちらの評価に入れてあるもの以外は特にありません。

海外で初めて発生したのは平成21年4月の終わりになります。

【部会長】

そうすると、ちょうど21年度に入ってからということになりますね。21年度評価の改革方針では、「手段の改善」とされていますが、例えば今回のように、状況が変わってしまったということについての臨機応変な対応という面では、いかがでしょうか。

【説明者】

20年度が終わる時点で、4月に発生するということが全く予測できなかったものですから、今度、第3回定例会に補正予算を出させていただいて、対策を充実していきます。

また、4月に発生してからも、当初計画していた対策だけではなく、急ぎ国や都とも動きを合わせ、さらに他区とも対応を整合させてやっております。

【部会長】

今回は豚ですけども、鳥インフルエンザの脅威というのは大分言われていたわけですね。そういう意味で予防ということに関して、20年度は、連絡会の開催、発生したときの訓練ということで、ある程度、20年度は適切であったという評価になっていますね。ただ、目標数から言うと、連絡会が20年度に1回しか開かれていないので、達成度が低いという結果になっているわけですね。

【説明者】

はい。それと申しますのは、鳥インフルエンザ、強毒型のものに関して私どもも、都も、国も用意していました。実際に21年度が始まったときも、最初、強毒か弱毒かというのはわからなかったもので、今まで計画していた強毒型の対策で進めてまいりました。

その強毒型の対策ですが、20年度に東京都の方針が大きく変更されました。具体的には、新型インフルエンザが疑われる患者さんを、本当に新型インフルエンザなのか、重症なのかどうなのかなどとトリアージする。変更前はトリアージ機能を保健所に持たせるという計画でしたが、11月に変わりまして、発熱相談センターというものを保健所に置いて、電話でトリアージを行って、その結果、発熱外来に患者さんを必要な場合は紹介するというふうに大きく変わりました。そのような動きがありましたので、医療機関を一堂に集めて連絡するということがどうしてもできなかったというわけです。

【部会長】

それが個別に区内の医療機関、医師会を通してということですね。

この連絡会というのは、あくまで都からの話を伝えるという会ですか。

【説明者】

連携して医療体制を構築するというのがメインです。医師会、歯科医師会、薬剤師会、大きな各病院と消防署、警察署などが区内の医療体制について協議をするのですが、東京都の方針というのがまさに医療体制に関わる部分でしたので、そこがネックになってなかなか開催ができなかったということです。

【部会長】

連絡会の開催以外はできたということで評価されているわけですね。

【説明者】

はい、そうです。

【部会長】

計画どおり進んでいないということも、連絡会の開催ができなかったということからですか。

【説明者】

そうです。数値目標ですので、1回だけの開催という、やはり数値上達成できていないということで、辛口の評価といたしました。

【部会長】

わかりました。

あとは、あまり協働という視点ではなくて、既存の医療機関とのネットワークという形で保健予防課としては進めていらっしゃるの、私どもは協働のいい機会になるのではないかとこの形で質問いたしましたが、なじまないというお答えをいただいております。

【説明者】

その理由ですが、実際、こちらからチラシですとかパンフレット等を作ったときには、各町会長さん、民生委員さん等にお渡ししたりして広めていただくということもあります。協働でというのは、隅々まで情報が行き渡るという意味ですごくいいとは思いますが、しかし、昨年度は、都の方針が変わったということもございませうけれども、特に発生してからは、国、都の動きが変わりまして、その動きというのが激しいものですから、どんどん情報が変わってまいりますので、ちょっとなじまないのではないかと私どもは考えました。

【部会長】

手洗いやうがい等を含めたことをPRしていく、区民に徹底していくという意味での協働の視点があって、大発生、パンデミックみたいになってしまったときに、それはちょっと難しいと思います。このお答えだと、保健予防課の「新型インフルエンザ対策の推進」というのが、まさに起こってしまったときの推進を中心に考えていらっしゃるようなので、その前の段階、区民に情報提供する、徹底するということでの協働という意味の質問でしたが、適切な表現でなかったのかもしれないので、そこに齟齬があるかなと思いました。

【説明者】

基本的な手洗い・うがいについて協働というのは、基本的な部分では確かにできるかと思えます。ただ、専門的な内容になってきますと、先ほど申し上げたように、どんどん情報が変わるということがございますので、なじまないとお答えしましたが、ちょっとご質問の解釈が異なっていたと今感じました。

【部会長】

例えばシートの「事業の主な実施内容」のところ、に広報しんじゅく 新型インフルエンザ特集（8月5日号）とか、区民向け講演会、パンフレットの配付、ホームページによる情報

提供とあり、20年度は1回ずつしかなさらなかったようですけれども、もっときめ細かにNPO等から提案するところがあれば、協働してやっていくということも可能なのではないかと思います。すべてを保健予防課で企画、実施していただくだけではなくて、もう少し区民の動きうまくキャッチしてやると、この辺は区民自身の啓発にもなるし、いかがなものかなということで質問させていただいたところです。

【説明者】

ありがとうございます。

【部会長】

改善手段が必要というのは結局、計画どおりに進んでいないということで、改善手段が必要という結果になっていったわけですがけれども、先ほど言いましたように、既にもう21年度に入ってこういう状況になって、先ほど予算的なことは計上なさったということですがけれども、年度途中で、特に保健予防というのは何が起こるかわからないところで柔軟な対応というのはいかがなのでしょう。

【説明者】

新型インフルエンザも感染症の一つですがけれども、感染症については何が起こるかわからないというところで、土日の体制も含めて、ゴールデンウィーク中も職員が待機するようにしておりますし、予算的なところでも、一類の感染症が起こるということを想定した予算編成にしております。

ただ、新型インフルエンザに関して、まさにこの4月に起こるということは、いろんな見解、科学的知見もございましたけれども、これというものがなかったものでして、それで今年度になりましてから対応するのに、保健予防課だけでなく全庁的な取り組みにもなりまして、対応してきたところです。

【部会長】

年度途中においてもかなり計画変更ということがあり得ると考えてよろしいですか。

【説明者】

計画変更というよりも、もっと手厚くなるというか、計画していることはもちろん実行しますが、それ以上の対策を講じているという実情です。

【部会長】

そうすると、例えば来年度、21年度の評価のときになると、それこそ計画以上に進んでいるという評価になっていくということになるわけですね。

【説明者】

ただ、計画が本当に変わる場合はローリングをかけなければならないと思っております、今年度の途中で計画のローリングも視野に入れて考えましたが、対策そのものが全く変わるというわけではないため、ローリングについては今回見送りました。

【部会長】

わかりました。

【部会長】

いかがでしょうか、インフルエンザに関しては。

【委員】

このまとめのところで、先ほど部会長もちょっと申しましたけれども、手段の改善という形で21年度対応しますということですが、医療の見地からすれば、病気の性格が変わったこともあって、手段の改善とおっしゃっているのかもしれないけれども、住民のほうからすれば、いわゆる影響の受け方が基本的に違うんじゃないかという感じがするわけですね。感染力が高いとか、子供にうつりやすいとか。

そうしたときに、ここで書かなければいけないことは、1つはそういった専門家の立場での手段の改善というよりは、ある意味では住民を巻き込んだリスク管理体制の整備をするという考え方に立って臨む必要があるのではないかと思います。少なくともこれを機会に、感染症の発生があった場合のリスク管理体制を、住民を巻き込んだ形での体制をとる必要があるのではないかと思います。

もっと具体的に言えば、高層住宅が増えていますが、高層住宅は高層住宅なりにそういう情報の徹底の仕方も難しいのですよね。エレベーターで毎日のように接するというような生活空間の持ち方の違いもあって、高層住宅で人が過密な生活空間を持っているようなところの対策というのは別途考える必要があると思います。特に新しく建ったものは、小さな子供が多いんですよ。そうすると、1つの学校というよりは、幼稚園もあれば保育所もあるし、超高層であったりすれば400世帯もありますからね。そういった点で、それを私はリスク管理体制の整備という言葉で言ったんですけれども、そのリスク管理体制の整備をする必要があるのではないのでしょうか。危機管理の面からもう少し情報を共有化するというような面で対策をきちっととる必要があるんじゃないかということと、それに対しての体制をどうとるかということです。

それからもう一つは、新宿区というのはご案内のように、住宅地と、それから繁華街と、オフィス街と、性格の違う3つの地域があるわけですね。感染症の対策というのでも、その地域に応じてとられなければいけないんじゃないかということです。もう少しきめの細かい対策をとるという考え方が必要ではないか。その場合、住民を巻き込む必要があるのではないか、あるいは自助の努力である程度やってもらわないとならないのではないか。区の役割というものも重要だと思いますけれども、そういう整理をする必要があるんじゃないかと思います。

そういった観点で、こういう事態の変化に対して、皆さん方が内部評価されることが必要なんじゃないかと思うんですけどね。

状況が変わったから通常のやり方ではうまくいかない可能性があるときに、「従来の仕事の仕方ではやりづらい」ということを自分たちで内部評価したほうがいいと思いますね。内部評価というのはそういう役割もあると思うんですよ。決められたルールだけではなかなかできないということを言ういいチャンスだと思います。

【部会長】

このインフルエンザ対策の推進として、今は専門家中心の記述になっていらっしゃるの、

専門家が区民に何か言うという形の対策になっているんですけども、やはり本来、感染症の場合、区民の側からも動いてもらわないと、特に情報が行きにくい人たちに関して必要な情報が行かない。「情報が行きにくい人たちほど感染症にかかりやすいかもしれない」というあたりのことも含めた事業の内容になっていくと良いのではないかと思ひ、いくつか質問させていただきました。

【委員】

ちょっと別の観点で、指標の対策会議等の開催回数についてですが、事業評価シートではこういった会議の回数を事業の指標にしていることが多いですね。改革方針のところにも連携の強化という言葉が非常によく目にします。それは実際に必要なことではあると思ひますけれども、連携の強化とは、的確で簡単ではあるんですけども、でも実際には難しいところで、どうやって連携を強化するかというのが見えてこない。対策としては会議の回数を開催しますとなっています。開催して、本当にそれで効果があるのかというところが見えてなくて、わかりづらいところなんですね。別の指標を設けるのは難しいかもしれないんですが、どうも何か会議を開催すればいいみたいな感じに受け取れないこともない。このところはもう少しうまくわかるような形というか、実際の効果が目に見えるような指標が何かないのかと思ひますね。

【説明者】

私どもも、どういうものを指標にするか、すごく悩んでしまいました。おっしゃるように、連携の強化を、特に新型インフルエンザがはやり出してから、ホームページやメーリングリストを使い、具体的な連携の仕方というのを構築してきているところなんですね。そういうのはなかなか数値にしにくいということがございまして、ご指摘は本当に私も同感で、問題に思っているところです。

【部会長】

ご回答のときにもありましたように、区内の医療機関とは別途、個別にかなり連携をとっているということなので、その辺がこれだけの記載では分からないという残念さもありますよね。

【委員】

あとは医療機関とか各関係機関以外に、例えば教育機関との連携なんかこの中に入ってくるのでしょうか。それはまた別になりますか。

【説明者】

直接に教育機関とやり取りするのは、やはり教育委員会になってしまいます。私ども保健予防課と教育委員会でやり取りをし合うことになり、実際に外部の教育機関と私ども保健予防課が直接やり取りすることはあまりないですね。警察、消防、病院というところが主なところだと思ひます。

【委員】

地域によっては子供たちがみんなマスクをして学校に通っているようなところもあり、感染を防ぐために始業式はテレビや放送でやる、みんなで一斉に集まらないようにしているときに、新宿区内の中学校では一斉に学校給食を食べ続けています。場所的に無理なので、緊急に対策

を講じるのは難しいかもしれないんですけども、ちょっとどうなのかなと私は思いましたね。教育機関との連携ももっと密にしてほしいと思いました。

【部会長】

同じように感染症ということで、予防課で取り組んでいただいているところにエイズ対策というものがございます。エイズ対策として今やっていらっしゃることは非常に重要なことだと思います。しかし、偏見を解消するというテーマである割には、どちらかというエイズの検査中心の記載になってしまったのではないかと思います。偏見の解消ということは「はたちのつどい」1回という形ですけども、これは協働でやっていらっしゃるわけですので、協働でやっている効果はどうなんでしょうか。

【説明者】

ここの回答に少し書かせていただいた、「検査時に検査受検者と相談の時間をもち」というところがありますが、この相談を任せているのはNPOの団体ということもありまして、そこで協働でやらせていただいているということもあります。

それから、MSM検査といまして、特にエイズの感染率の高い男性同性愛者の方たちのためだけの検査もやっていますが、この普及啓発をする部分で、ゲイの方たちのためのNPOと協働して、そちらのホームページに私どもの検査の情報を載せさせていただいています。連携を密にとりながらやっているおかげで、かなりたくさんの方に来ていただいております。そういうサイトに載せていただくという意味で、それも大きな役割をNPOの方に果たしていただいているので、協働の成果だと思っております。

【部会長】

900人とするのは、もう現体制ではこれ以上は限界があるということをご回答に書いていただいているんですけども、確かに男性同性愛者以外に今、異性交渉の中でのエイズというも増えていますよね。一般家庭にも夫婦間関係等も含めて問題になっているところもあると思います。900人が例えば現体制で限界ですとなってしまうと、これだけでほぼ100%に近い人たちが受けているわけです。需要はもっとあるということになるので、この辺は現状維持ではなくて、拡大に行かないとまずいのではないのでしょうか。

感染に対する正しい知識という意味での協働をなさっているようですけれども、社会的偏見をなくすという方向のNPOとの協働というのはあまりないように感じました。

事業目的が、社会的偏見を解消しますという大きなテーマで書かれている割には、内容が、エイズという病気にならないにはどうしたらいいか、こういう検査を受けましょうということに偏っているかなと思いましたが、いかがでしょうか。

【説明者】

私どもは、正しい情報、正しい知識を普及啓発することが偏見の解消につながると考えています。例えば触っただけではうつらないというようなことの普及啓発用パンフレットを相談に来た方にお渡ししたり、窓口等に置いたりしています。NPOの力もお借りして正しい知識を普及啓発することにより、社会的な偏見の解消につなげていきたいという考え方で事業

はやっております。

それから、900人より拡大するべきではないかということですが、私どもの職員体制、経費の関係などで900人というところを目標にせざるを得ない状況です。特に外国語での相談・検査ができるところが新宿区以外にはないため、新宿区は外国人の方の検査の受診率が高いんです。それで、いろんなホームページで全部新宿区を紹介しているため、みんな新宿に来てしまい、900人のかなりを外国人が占めているというのがあります。東京都、近隣区に外国人の方の検査や相談ができないかという働きかけをしていこうと考えておまして、そのことによって実質的な検査を受ける方を増やしていきたいと考えているところです。

【部会長】

もしもそうだとすると、例えば21年の評価というのは、現状の継続というよりは手段変更になり、都、近隣区へ働きかけるといったことが入ってもいいのかなと思います。

【説明者】

それを大きくとらえると、確かに事業拡大というところまで行くのかもしれないです。

【部会長】

男性同性愛者のためのNPO等も結構活動していますし、そういうところに載せていってというのも一つすごく重要な協働であると思います。

この感染症は特殊なものではなくなっているんですね。もう一般家庭にも蔓延している中で相談のしやすさというようなことも、これからは多分考えなければまずいかなということもあって、質問をさせていただきました。

【委員】

抗体検査中心の対策のように私はとってしまいましたが、例えば現代医学の場合、治療法とか完治の状況は飛躍的に伸びているように感じるんですが、エイズに対してはそんなことはないんですか。

【説明者】

先ほど一般家庭にも蔓延していて、相談しやすくするのが重要だということをご指摘いただいたように、保健師が電話相談にいつも応じておまして、そこで最新の治療の情報ですとか、そういったこともお伝えしているところです。

【委員】

非常に難しい問題ですけれども、この問題については広く社会的な問題として住民とともに考える、住民も理解するということが必要だということがあります。

21年度の予算でもエイズ対策として予算がついていて、そして協働ということが載っているんですね。この協働という言葉が載っている意味はいかがなものか。私はこの予算の説明書きとの関係で見ると限りにおいては、地域的な条件もあると思いますけれども、ここにあるように、NPOの協力を借りないと外国人の検査ができないのではないかな。あるいは相談機能が十分果たせないんじゃないかというようなこと等もあって、こういう予算がついたりしているとすれば、内部評価でももう少しそのところを明確にお書きになったほうがいいのではないかと

考えます。例えば外国人への対応については関係機関との連携も強めていくことが必要ですとか、そういうふうに書かれていないことはないんですけども、そういうことを軸にしてしっかりやっていますというふうに書いたほうがいいのではないかと考えます。

先ほども申し上げましたけれども、内部評価は、自分たちの仕事をよりよい方向に深めていく、あるいは実行していくためにやっているの、自分たちにも、言いにくいことを、これを通して物が言えるというチャンスでもあると思うんですね。ですから、うまく使って、こういう難しい状況が変わったことへの対応、インフルエンザの問題とか、エイズの問題とか、なかなかうまくいきにくい問題については、内部評価のやり方をもう少し工夫されると、その後の日ごろの仕事に有効に役に立つんじゃないかと感じますね。

【部会長】

では、保健予防課はこれで終わらせていただきます。

続きまして、高齢者医療担当課長にお願いしたいと思います。ここに関しましては本当のところなるかわからない、政策課題ということで、なかなか軽々には動けないところもあるかとは思いますが、計画事業の33「後期高齢者医療制度の実施に伴う支援」については、「入院時負担軽減支援金の支給」と「葬祭費の支給」ということですが、特に入院時の負担支援金の執行率が低いという点です。これは啓発が十分にいかなかったということで、「きめ細かい対応をこれからしていきます。全被保険者に保険料の納付のときに一緒に入れて周知する。」というようなご回答をいただいております。

【説明者】

今回、入院時負担軽減支援金の執行率が非常に悪かった。当然、当初の通知には、全世帯に紹介文書を入れて送ったところですが、退院されたときはお忙しい、葬祭のときも悲しみに暮れているような状況で、この事業があったというのを思い出せないと思います。そういったときに区役所からタイムリーに情報をこまやかに出すことが唯一の手段だろうということで、東京都後期高齢者広域連合からレセプトデータをいただきまして、実際に入院された支給対象の方を把握し、同時にその方にダイレクトに、入院されましたよね、申請いただければこういったもので支援金がお渡しできますよということを個別に通知させていただき、1回でだめなら、2回、3回と繰り返して行くことで、執行率が上がってくるのではないかとということで今、10月末を最初の発布日に設定しまして、準備を進めているところです。

それから、葬祭費につきましては、葬祭をされた方が申請されるわけですが、亡くなられて出張所とか戸籍の窓口で亡くなられましたという届出があったときに、今までも通知は差し上げています。しかし、それだけではなかなか日にちがたって、ふと気がついたときに思い出さうなことがあると思われまので、少し時間差で通知を差し上げて、この制度をご活用していただこうと、改めて活動させていただこうと考えているところです。

【部会長】

ありがとうございます。

10月実施ということになりますと、東京都後期高齢者広域連合からはかなりデータ的には上

がってきているということですね。

【説明者】

そうですね、最初の第1次の勸奨対象者が2,000件と情報が上がってきていますので、申請される方が多分8割、1,600人ぐらいはそのまま増になると思われています。

葬祭費のほうも、亡くなられた方の件数を確認したところ、約200件で、それも増になるのかと思っております。

【部会長】

現時点で言ってきている方はいらっしゃいますか。手続はしないけど、前にこういうのを見たよという形で申し込んでいる方もいらっしゃいますか。

【説明者】

申し込んでいらっしゃる方もいらっしゃいます。退院されてからレセプトが上がってくるのに4カ月くらいかかります。ですから、申請をすぐされる方はいいんですけども、4カ月たつともうほとんど忘れていらっしゃるの、我々のタイミングで4カ月たってから通知を差し上げるということは非常に効果があると思われまますので、その辺に力を入れてやっていきたいと思っています。

【部会長】

わかりました。委員の方はいかがでしょうか。

【委員】

行政の仕事として、申請主義で通しているわけですから、それから見ると画期的な発想転換だと思えます。区民のほうからすると大变的確な、タイムリーな事業だろうと思えます。東京都後期高齢者広域連合の情報を得るわけですが、個人情報についての規制や何かはクリアできているのでしょうか。

【説明者】

もともと私どもは賦課をされた後の保険料の取り扱いとかをやっていきますので、そういうようなところの個人情報はクリアされていますので、大丈夫でございます。

【委員】

葬祭費は7万というのは据え置きですか。

【説明者】

そうです。7万円というのは、基本的には現状維持以外難しいかなと考えています。なぜかと申しますと、東京都後期高齢者広域連合ということで62市区町村が同じ状態で今進めておりますので、その中で区部は7万円なんです。ところが、市町は5万円です。村の部分にいきますと3万円というところもございますので、7万円から例えば10万円に上げるということは難しいのかなという気はしてございます。

【委員】

民生委員の現場では、ひとり暮らしの方が多いし、葬祭もなかなか思うようにできないということで、区民葬に近いぐらいの葬祭費が手当てできれば、また展望が明るくなるなと思って

いるんですけどもね、なかなか難しいんですね。ありがとうございました。

【部会長】

全区市町村でやっている事業ですか。

【説明者】

葬祭費につきましては区の単独事業ですけども、23区同じ7万円でやっています。

【部会長】

他区の執行状況はどうですか。

【説明者】

他区で勧奨しているところは執行率が上がっていると聞いていますので、今後の周知で執行率は上がっていくと考えております。

【部会長】

入院負担金も他区も一緒にやっているんですか。

【説明者】

入院負担金は3区くらいしかやっていません。千代田区とたしか中野区だったと思いますが、ほとんど同じような状況です。

【部会長】

新宿区としては今回、積極的に通知を出すことによって執行率を上げようということですね。

【説明者】

そういうことです。

【部会長】

そういう意味ではかなり評価できると思います。前年度があまりにも低いので手段を変更するということですね。

【説明者】

そうですね。本当を言えば、目標数値を下げないうちにこれができればよかったんですけども、新年度に入ってから確認がとれましたので、こういう形になりました。

【部会長】

いかがでしょうか、この支援については特にございませんか。

わかりました。

本当にこの10月から功を奏して、多くの方たちが申し込んでいただけるといいですね。

【説明者】

そうですね、ご活用いただけるように努力したいと思います。

【部会長】

よろしく願いいたします。

では、今日はありがとうございました。

(説明者入替)

【部会長】

今日はお忙しい中ありがとうございます。

外部評価委員会では、今年度は協働という点を視点にして外部評価をやっていくことになりました。

私どもは第2部会でございます、第2部会というのは、「福祉、子育て、教育、暮らし」を担当しており、今日は教育指導課の方と学校適正配置担当の方に来ていただきました。

<委員自己紹介>

<説明者自己紹介>

【部会長】

まず、事業計画14「確かな学力の育成」、15「特色ある教育活動の推進」、16「特別な支援を必要とする児童生徒への支援」までご担当になるのでしょうか。私どものほうから質問させていただいておりますけれども、何か追加等がございましたらお願いしたいと思います。

【説明者】

それではまず、14「確かな学力の育成」でございます。

ご質問いただきましたけれども、なかなかこの学力をどう評価するかというのは難しゅうございます。特に数値化という点では、本来であれば学力調査の結果が上がったところが一番見やすいといったところが率直なところでございますが、実際にそれが学校の授業による成果なのか、それとも家庭学習、塾の成果なのか、そこら辺の見分けが大変つかないところでございます。そういった点では、意欲というものが高まったことによって学力に結びつくのではないかという発想の中で、私ども今は捉えているところでございます。

現在、学校では区費講師等々を配置して、大変評価されているところでございまして、一定程度の仕組み、制度としては効果が上がっていると思います。ただし、実際に学校の声を聞きますと、区費講師について昨年度より今年の方が質が悪くなったとか、あるいは使われ方の問題で、昨年度はクラス全体を教えてくれたけれども、今年は配慮を要する子だけについているので、自分にとってはそれほど効果がないというようなことで評価が下がるということもございました。そういった点では、まだまだ私ども、やることはたくさんあると思っているところが、まさにこの授業に関するところでございます。

15「特色ある教育活動の推進」につきましては、その学校が重点を置いて取り組んでいるといったところでの特色でございます。つまり、校内において裁量を広げるというよりも教育委員会に対して、予算の問題、人の問題、そこら辺の問題を広げてあげるといったことが、校長がまさに地域、先生方と一緒に、より一層さまざまな展開ができるだろうといったようなところです。毎年この取り組みにつきましては、ちょうどこの9月でございますけれども、各学校がどういうことに取り組んでいるのかというものも全部一覧にして、各学校に提供しながら、さまざまな取り組みをしているということをご参考させていただいて充実を図っているところでございます。これについては一定程度、成果が上がっていると思います。

計画事業16「特別な支援を必要とする児童生徒への支援」につきましては、さまざまな意味

で私どもが配慮をしなければいけない、特別に支援しなければいけないものがあると思います。特に今話題になっております特別支援につきましては、正直言います、私どもはそのような対象の子が増えているとは思っておりません。いつもと変わらないですけれども、ただしより一層、厳密に一人一人のお子さんを見ることによって、以前は気がつかなかったさまざまなことに私どもも気がついてきて、それに対しての手だてが求められてきていると思っております。これについては支援チームを派遣したり、また、特別支援の区費講師を派遣したりということで、これまた一定程度の効果が上がっていると思います。また、通級指導学級の設置校あるいは固定学級においても、一人一人を伸ばすという点においては効果があるというように保護者からも見られているのではないかなのではないかと思います。そういった点では、今後も当面は通級指導学級の設置の増を考えておりまして、そこら辺の増が今後ますます唱えられていくのではないかなと思っているところでございます。

あわせて、外国籍のお子さんにつきましては、新宿区の特質かもしれませんが、昨年度はますます海外からのお子さんが増えました。一定程度の日本語の適用、あるいは日本文化の適応についての日本語サポートという点については十分新宿区はやっていると思います。ただし、すべての授業がわかるかと言いますと、例えば国語、社会、ここら辺の教科がわからないんですね。算数、数学とか、体育、実技教科はついていけますが、授業についていくための学力をつけるというような点では、実は今年度から確認をしていこうといったようなことも取り組んでいるというのがございました。

【部会長】

特別に支援をする子供たちが増えているとは思っていないというお話がありましたが、しかし、通級指導学級への要望は高いというのは結局どうということなんでしょうか。やっぱり意識が変わってきたということですか。

【説明者】

まさにそうだと思います。ただし、まだまだ保護者の方の抵抗は強いです。ご自身のお子さんが例えば発達障害であるというようなことを認識なさりたくない方も多いと思います。そのお子さんを伸ばすためには通常学級の中で育てるというのも一つですけれども、通級指導学級での個別指導が効果があることがわかっておりますので、そういった点で大変人気が高くなってきております。

【部会長】

特に確かな学力というのはすごく難しいと思いますね。確かに「興味が出た、意欲が上がったということで評価するのが重要」という回答はそのとおりだと思います。しかし、どうやってその意欲が上がったかとなると、またこれは難しいことです。興味が増した科目が増えたとか、そういうことを見るのか、特に理科離れとか言われている中で関心を持っているかというのはどこではかるのかという、はかり方みたいなものはいかがなのでしょう。

【説明者】

毎年、意識調査をやっています。この中で、具体的に言いますと、先生の授業がわかりやす

い、区費講師の方の授業がわかりやすい、工夫がされているというようなことについて直接的に、いわゆる先生方の評価ではなく、児童生徒さん、保護者の調査を行っています。

【部会長】

それが確かな学力ということとイコールなのかどうか。つまり、関心が増えたとか、わかりやすくなったとか、理解できたというのと、確かな学力というテーマと一致するののかどうかというのが、読ませていただいて一番気になったところで、何をもって確かな学力なのかというところですよ。

そこが難しいかなというのと、あと1点、今のご説明で気になったところで、例えば「確かな学力推進員」の方が、学校によってはそれぞれ特別に支援が必要な方につく場合もあるし、クラス全体につく場合もあるというというので、その裁量というのは校長裁量でしょうか。

【説明者】

はい。現在、61名の区費講師の方がいまして、学校の要望も取り入れながら、教職をつける、全校1名ずつは配置していますが、2名、3名つけているところもあります。その使われ方については校長裁量でございます。その半数はいわゆる従来の指導方法の工夫改善としての少人数指導とかチーム・ティーチングをするという意味での、算数、数学、英語、理科等々で規模を小さくして少人数を教えるためにつけています。しかし、その他の半数を見ますと、今ご指摘をいただきましたように、特別な配慮を要する児童生徒さんのためにつけたというもの、あるいは特に小学校低学年、1年生ですね、なかなか落ち着きがないという、そういうクラスに何名か落ち着きのないお子さんがいて、その子たちのためにもう一人つけるというような、そういう対応等々でつけているケースがございます。直接的に区費講師が学力向上にダイレクトで結びつくかということ、そうとだけは言えない面もございます。

【部会長】

そうですね。事業番号14「確かな学力の育成」について、今のご説明、ヒアリング項目の質問回答等も含めてご質問ございますか。

【委員】

やはり「確かな学力の育成」ということについては、学校教育の大きい命題であり、測定評価がしづらいというのはよくわかります。一般的には、主要教科の素点だけが前年度の素点から上がったから学力がついたという単純な見方をしがちです。しかし、新宿区の子供の将来を考えた場合に、いかに学習に取り組む姿勢、意欲、実践力あるいは行動力とか、そういうことは比較的、尺度はともかくとして、測定はかなりできるのではないかなと思います。特に小学校の高学年生あるいは中学生ぐらいになると、そういう測定はできるのではないかなと思います。

「適切な目標設定」に、適切であるという内部評価をしていますが、これについて反対するわけではないのですが、できればもう少し具体的にわかりやすく区民に提示するというのも一つの工夫ではないかなと思います。わかりやすいというのは、今申した新しい学力観になるような意欲とか、やる気とか、実践力とかいうことを測定してやるという視点を教育委員会で持たないと、学校現場にはなかなか降りていかないのではないかなと思います。

そういうことがない限り、やっぱり素点だけを追うという、単純評価の道を選ぶのではないかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおりだと思います。実際に私どもがやっているこの意識調査をもちろん全校に返すわけです。事業評価の中ではわかりやすさの一例として、「授業がわかりやすい」ということがありますけれども、実際のところ、学校ではたくさんの項目を見ていると思います。各学校で若干の違いはあると思いますけれども、例えば子供たちに考えさせる授業をしようということで取り組んでいたとします。そういうような項目で見ても、意外と子供たちは評価が厳しかった。教員とすると一生懸命やっていたと思ったのに、意外と低かったということで、ここの点をもっと頑張らなきゃいけないというようなことを確認し、教員一人一人でマニフェストをつくって、授業でこれを改善するという具体的な目標を立てているものもございませう。そういった点では、各学校において視点が微妙に違うところもございませう。しかしながら、区民の方1万名の方に「確かに学力の育成に関する意識調査」の報告していますが、その中に載せておりますのは、確かな学力推進の授業のわかりやすさと教員の授業力の向上という2点だけです。もう少し丁寧に、こういう項目もある、学校で使っている例示ももう少しすることにより、こういうことで学校は取り組んでいるのだなということがおわかりいただけると思いますので、まだまだ工夫の余地はあると思います。

【委員】

内部評価実施結果報告書の105ページのところに20年度の実績を整理され、21年度の改革方針が書かれています。学校ごと、教員ごとに抱える課題というのはさまざまであって、それを克服するように努力されていると取れますが、表現は、多様であり、さまざま、きめ細かく対応するとうたっていらっしゃるんですね。ここのところが非常に大事なことで、多様であり、いろいろな学校ごと、地域ごと、あるいは教員ごとに違う問題をどう克服していくかというのがこれからの課題です。それをある意味でぶれが出ないようにするために、学力推進によって提供し、それからまた授業の改善をしているのだと思います。全体的にはそういうことで、教育委員会事務局としては、よくやってらっしゃる、大体押さえるところは押さえていると取りました。けれども、それぞれの現場が、明確な目標を持ってしっかりやっているのだというあたりがもう少し明確になると、頼りがいがあるということになりますね。

平均的なもの見方で見たりしているわけではなくて、やはり個々のでこぼこに対してはそれなりの配慮をしてやっているんだというあたりが教育の現場では一番ポイントになる場所ですから、しっかり取り組まれているということをもう少し明記されれば、なおいいんじゃないかなという感じがします。全体的にはご説明を伺い、やっておられると取れました。

【説明者】

おっしゃるとおりで、各学校ごとにいろんな努力を一生懸命やっていますけれども、それを区民の方にわかるようにお示ししていくということが、とても重要なことであると思われました。

【委員】

先生方の活性化というか、いろいろな学校公開ですとか行事はすごくたくさんあるんですね。たくさん課題は押しつけられてはいるものの、どこの学校の先生も、何となく惰性で授業をしているという印象が正直あります。授業を活性化するために、区費講師というのでもいいんですが、例えば沖縄県では秋田県から先生を呼んでいるとか、非常に成果が上がっているところから、そのクラスに1週間お呼びして、その授業を受けさせて子どもたちの意見を聞くとか、先生もそれを見てもらうことをやっている区もありますね。

それから、中学校の授業は、小学校と全然違いくわがるし、おもしろいといわれました。中学校のほうは学科ごとの授業ですので、先生方もすごく専門的な知識を持っていらっしゃるし、自信を持っていらっしゃるし、先生方も子どもたちへの訴え方が全然違います。小学校は全部の科目を見るという、よさもありますが、どうも惰性に流されているという気がするんですね。ですから、可能であれば、小学校と中学校の先生の交流を図ってみるとか、新しい視点から少し活力というか、そういうのを違った方向から引っ張ってくるとか、そういったことをしていただけるといいかなと思います。

昼間行っている学校にエネルギーを費やさずに、そこは遊びの場所と決めて、放課後の塾のほうが本来の勉強と位置づけている子どもがすごく多くて、区の小学校、中学校一筋の親としては残念だと思っています。

【説明者】

まさにおっしゃるとおりで、一定程度、今までは区費講師を配してきましたけれども、そういう人間を加えたから授業がよくなるというようなレベルじゃないと思います。やはり一番は教員の授業改正ですね。個人の教員としての授業改善の努力をしなければいけないことと、小と中、あるいは幼と小の連携をしていくということとはとても重要だと思います。

特に小学校高学年で理科が入って専科教員がいないという中で、今年度は、ある地区を定めまして、中学校区の中で1人教員を置きまして、週の1日は、理科専門の講師を雇い入れて、1日は中学、あと3日間は違った小学校3校に回るということで、実際に理科の授業が大きく変わったということを聞きました。

小学校の先生が悪いかということ、逆に小学校の本当にじっくり教えてくださるその手法を、中学校に来ていただいて、なかなか勉強が進まないお子さんに対して見てくださるということも絶対効果があると思いますね。そういった点での小と中、あるいは幼と小との連携ということをこれからも進めていきたいと思います。

今、都教委にも兼務発令ができないかということをお願いを出しているところです。実際になかなかこれは、まだ「うん」と言ってくれていないんですけども、ぜひそこなんとか、兼務発令してもらって行き来ができれば授業も高まってくるんじゃないかなと思っています。

【部会長】

そのあたりが、改革の方針をきめ細やかに対応ということにもなってくると思うんですけど、言葉としてきめ細やかと言われてしまっても、具体的に何というのがあるので、その辺も明記していただければ、外部評価の人間としてはわかりやすいと思います。

15番「特色ある教育活動の推進」は、これは先ほどご説明がありましたように、特色というのは、実は教育委員会に対しての裁量ということで、ちょっと私どもの質問だと、学校教育・運営に関して校長が采配をふるうのではないかと思っていた面がございましたので、こちらの勘違いというところもあったのかなと思いましたが、このあたりについてはいかがですか。

【委員】

ここに挙げている特色ある学校というと、福祉、ボランティア、食育、環境など、いろいろあるんですけども、そういう対応の仕方も特色ある学校だというふうに、保護者の周知の度合いが徹底しているということ、そのとおりだと思います。

牛込第二中学校で、中学生になると空を見たことがないから、ある先生が、屋上を全部使って野菜を一夏つくらせたんですね。その成果をおとといの日、特別出張所で住民に公開してくれたんですよ。それが今まで過去になかったような特色ある学校で、何も福祉とか環境とかエコとかということでも、日常生活の中で非常に特色が持てるという感じがしたわけです。公教育からすると、ちょっと逸脱するという意見もなくはないかと思いますが、いずれにしても、児童生徒が教師と人間的なふれあいを非常に多く持っているということで、特色がある教育の大きい成果だと思うんですが、そういうことを少しこの外部評価の中に、入れてほしいと思うんですね。やっぱり教員と子どもたち、児童生徒がどういうふうにして具体的に接触しているのか、これは非常に大きい特色だと思います。

【委員】

計画事業15は、特色ある教育活動をやるということですが、計画事業19のところに、学校評価という言葉が出てきます。計画事業15は、そういう意味では、評価という言葉はほとんど出てこないで、裁量権というか、校長がどう考えるかによって特色あることという表現になっていまして、同じ区の教育委員会事務局の中で際立っているもので、計画事業15と19と、それは書いてある事業が違うから切り口が違うんだと言えばそれまでですけども、あまりにもちょっと違うような感じがするんですね。その辺はどういうふうに理解したらいいのですか。

【説明者】

特色ある教育活動をするからには、本当に各校が地域の実情に応じて、地域とともに子供たちの生きる力を的確につけていく取り組みをしていただいく。そして、したということを的確に評価をして、また次の年にもっと充実していくべきであると思います。

ただし、評価のための評価になってはいけませんけれども、そういった点では、計画事業15にはそのような視点での書き方を全くしておりませんので、委員からご指摘いただくのはもっともだと思います。

ただし、この事業としますと、これはまた意識調査の中でどのように周知がなされているかという点で見ていることは確かなんですけども、実際に法改正がありまして、学校教育法、そして学校教育法施行規則が平成19年6月に法改正されたところです。今までは、どちらかというと先生方の自己評価だけをすることが求められて、それを公表する努力義務が課されていまして、平成19年6月の法改正によりまして、自己評価とともにそれを公表することが義務に

なりました。また、教育委員会への報告も義務づけられたところです。

さらに、平成20年になったら、国からこういうガイドラインで評価しなさいというものが出来てまいりました。それを受けて昨年度、本区でもこういうような評価をしていくという指導資料をつくったところです。この「特色ある教育活動の推進」のほうで、平成14年から続けている事業ですけれども、そういった点では、事業計画19の視点もこれからはしっかりと続けていかなければいけないものであると思います。

教育のあり方、地域のあり方を考えたときに、区長もマニフェストの中で申し上げておりますけれども、やはり学校だけで解決するようなものではないという認識を持っているところです。そういった点では、どういう形で地域の方々と一緒になって学校教育を形づくっていったらいいのか、従来からもいろんな形がございました。1つの例で言いますと、PTA活動というものもずっと前から続いていました。どちらかという、協力をするというだけではなくて、PTAが主体となって学校教育をつくっていくというようなものではないですね。

また、学校評議委員も平成13年度から行われています。これは、評議委員になられた方が、校長先生の求めに応じて意見を述べるということであって、「これはいいのではありませんか」「こういうのもどうですか」と言うだけであって、校長先生がそれを聞くか聞かないかは全く関わりないんですね。

今、四谷中学校で検討している地域協働学校は、もう一歩進んで、地域の方々にも一緒に入っていて、学校教育を今後どう進めていったらいいのかといったような、まさに根本的な学校経営方針の骨格をご承認いただくというようなことまでしていくことは可能かどうか、そのような研究をしているといったところでございます。

【部会長】

四谷中学校、今はモデル校で、平成22年度で2校、23年度で1校、全部で3校でやってみるといことになっていきますね。

いろんな協働事業になっていらっしゃるんですけども、いろんな方たちが確かに出入りしているんですね。校長に意見を言う方とか、第三者評価の方とか。それがどう効果が上がっているかというあたりがなかなか読み取れないというのが1つあると思いますね。第三者評価も含めて新しい、いい学校のあり方ということですが、そもそも第三者評価がどういうメンバーがいればいいのかというのが一番の問題なのではないかと思うんですが、まだ検討段階ということですけども、その辺はいかがでしょうか。

【説明者】

メンバーの問題は、そのメンバーの方によって、新宿が全くわからないということになりますと、直接、学校教育自体の評価なのか、それとも学校がした自己評価あるいは学校関係者の方が評価した評価が適切だったのかという評価をするだけの第三者評価にするのか、そこら辺もよく考えてみる必要があると思います。

今回、四谷中学校で考えているのは、学識経験者の方、そういった点では新宿に関係ない学識のいわゆる大学教授みたいな方も入りますし、また新宿にお勤めの関係諸機関の、でも教育

とは直接かわりがない、区内にいらっしゃる、優れた社会的な立場におられる方々に参加していただいて、学校の取り組みを見ていただくということもあります。また、地域の学校に係らせていらっしゃる方もいらっしゃいます。いろんな方に入っていただいて、どういう評価が可能なのかを検討してみたいと思います。それによっては、もしかしたら、いわゆる単に学校評価の評価が適切であったかという評価になるのかもしれませんが。

【部会長】

これは第三者評価が協働事業の一環として行われればということですね。それが、先ほども出ましたけれども、計画事業15「特色ある教育活動の推進」とどうリンクしていくのかというあたりが、事業が分かれてあるときに、事業同士の関係性ということをどこかに書かれると、こちらとしても外部評価しやすいかなと思いますね。

では、計画事業16「特別な支援を必要とする児童生徒の支援」で、通級を必要とする生徒さんたちも増えてきているということで、その辺の充実がなされているということ。あとは日本語を母語としない子どもたちの日本語学習ということですが、日本語検定を21年度から開始するというので、事業拡大という形になっていますし、通級も増えるということで事業拡大になっています。子どもたちの日本語検定というのは、普通の留学生たちの日本語検定の1級とか2級とかありますよね。そういうものですか、それとも子ども用に何かありますか。

【説明者】

子ども用の検定をつくらせたところです。外国から来て、日本語サポートが終わった段階で一度受けていただきます。そして、1年経って、もう一度同じお子さんに検定を受けていただいて、どのくらい高まったかというのを見てみるというようなことを考えています。

【部会長】

そうすると、確かに効果というものは計れますよね。また、それがうまく日ごろの授業についていけるかどうかということと、日本語ができて文化がわからないというあたりを、学校教育の中でどういうふうに教えるのかというのが一つの課題になっているのかと思いますね。

【説明者】

中学生になりますと進学がありますので、実際の学力をつけるといった点では、ハードルがもう1つ、2つ、日本語だけではないものがあるということです。

【部会長】

期間はどれぐらいのことを考えていらっしゃいますか。1年ですか。

【説明者】

基本的に1年と考えております。

【部会長】

週何回やっているんでしょうか。

【説明者】

週2回程度でございますけれども、基本的にはそのお子さんに極力対応してあげたいと思います。ただ、どのくらい集まるかにもよりますけれども、当初の予定としては週2回程度です。

【部会長】

1回2時間ぐらい。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

この3つ、巡回指導と通級指導、それと日本語を母語としない子どもの学習、習得ということで、委員の方他にいかがでしょうか。

【委員】

特殊な支援を必要とする子供たちをいかに支援していくかということですので、社会的に十分重要性が認識され、協働の視点も含めて手を差し伸べていくというふうにならなきゃいけないんじゃないかと思います。

そういった点では、このお仕事のご苦労はわかりますけれども、この評価のところ、そういったことの重要性をもう少し広く一般に理解してもらって活動をして、多くの人の手によって、共になされるようにしていくということが大事ではないかという点が、もう少し記載されていたほうが良いような感じがします。

そういう重要性が広く理解される、協働の視点が深まるための仕事もやっているんだということを、もう少し書き加えていただいたほうが良いんじゃないかと思います。

【部会長】

このあたりはずっと協働でやってらっしゃるわけですね。専門の人たちの支援と一緒に教育委員会がやっていると考えてよろしいわけですね。

【説明者】

特に日本語サポートの放課後支援につきましては、本当に地域にたくさんボランティアの方がいらっしゃいますので、今回は有償でのボランティアという形で依頼しています。

【部会長】

では、計画事業17「学校適正配置の推進」に進ませていただきます。

私どもから3点ほど質問を出させていただきまして、ここに書かれた以外に何かございましたら、よろしくお願いたします。

【説明者】

学校適正配置は、平成4年の答申が審議会に出されまして、それを受けて進めているところです。牛込地区の適正配置の実行計画では、適正配置の推進ということで抽象的にうたっています。それはなぜかといいますと、適正配置の計画というものは、統合協議会が立ち上がったから、そこで両校の代表の方に統合の時期とか校地、校名等を決めていただくということで初めて計画がつくられるわけです。そうしますと、実行計画にローリングをかけまして、いつ統合、新校建設とか、具体的なものが出てくる。

現段階は、牛込地区は統合の合意について、保護者の方に理解をいただいて、統合協議会を立ち上げる前の段階なんですね。ですから、この段階で区側が、教育委員会がいつ統合すると

か、新校をどちらにするとか、決めるものではございませんので、それで計画がまだできない状態だということです。それを省いたもの、その他の事業についてはどうなのかと考えますと、西戸山第二中学校と西戸山中学校の統合については、統合協議会が立ち上がりまして、計画ができております。それは順調に進んでいるということで、そちらのほう为重点的なこの評価になっていますので、計画どおりに進んでいるとしました。ただし、牛込地区につきましては、平成19年から始まりまして、「牛込地区の学校適正配置を考える懇談会」というのを開きまして、牛込地区の小学校、中学校、全校の関係者に集まっていただいて、懇談会を開いて、そこで理想の学校像というものを話し合っていました。そこで意見書をいただいて、その中でも1クラスあたりある程度の人数は必要だという結論に至りまして、その考えを参考にさせていただいて20年度から入ったわけですけれども、なかなか保護者の理解が得られないということで現在に至っているという状況です。

【部会長】

統合協議会の設置までにはまだ至っていないということですね。

【説明者】

統合協議会にそれぞれのPTAの方、地域の代表の方に入っていただきますので、理解を得られない段階で統合協議会を立ち上げて、過去にはボイコットということもありましたので、そういうことは避けたいと考えています。今、粘り強く説明を行っているという状況です。

【部会長】

変な言い方ですけども、その説明にかなりの人件費がかかると見てよろしいのでしょうか。

【説明者】

この人件費につきましては、現在進んでいます中学校統合の学校建設が進んでいますので、そちらのほうに2人ついてます。こちらの牛込地区につきましては私を含めて3人で対応をしまして、それを分けて同時並行で行っていますので、そのような形でそれぞれ、片や統合協議会と建設の学校との調整もごさいます。それと現在は4カ所、小学校が入っていますので、津久戸、江戸川、天神、富久、その4校のそれぞれの学校での説明会、それから地域、地区青少年育成委員会、地区町会連合会に定期的に報告に行くとか、そういうことを行っています。

【部会長】

これは協働で実施しているということになっているんですけども、その協働という相手先とか、それがうまくいっているのかいっていないのかということも含めてはいかがでしょうか。

【説明者】

現在、その協働の観点でいきますと、青少年育成委員会の代表の方とか、地区協議会の代表の方にも情報を提供いたしまして意見交換をしています。やはり地域と一緒に統合というのは進めていかななくてはいけないと思いますので、そこら辺の連携といいますか、それを密にしているという状況でございます。

【部会長】

では、現状のまま継続というわけですね。

【委員】

牛込地区の統合協議会の結成については、あくまでも私ども評価という視点から見ると、大変難しいということはよくわかります。

【説明者】

2つの学校があって、どちらかに仮校舎に行っていただいて、建て直したいからそこをどいてくださいといっても、嫌だと言われた場合、強制執行はできません。やはり理解を得てからですね。デメリットをいかに解決していくかということが今、課題になっています。

【部会長】

協働の相手として、PTA、同窓会、地域代表という形になると、難しいでしょうね。自分の母校がなくなるとか。

【説明者】

立場がそれぞれ違いますので、意見も異なってきますし。

【委員】

教育施設課としては、立場上、妥協案みたいなものは出せないんですね。

【説明者】

遠くなる方についてはスクールバスの検討もしています。これからは選択制もありまして、保護者の方が学校を何校も見比べて選んでくる状況です。学校がここにあるから来たんだという気持ちを考えれば、通学路が倍になる、今まで5分で行けたところが20分になりますと、今いろんな犯罪も起きていますし、心配されています。ですから、スクールバスも前向きに検討していきましょうということは、妥協案ですけれども、条件としては出しております。

【委員】

私の感じでは2つのことがあると思うんですね。1つは、学校は生活空間における基礎的な単位ですから、市街地の構造というものも踏まえて、その地域の社会環境の条件の中で、どこに学校が必要かというような問題があると思います。

それからもう一つは、学校というのは特色を持たせるということです。どういう学校がこの地区全体に残ればいいんだというような議論が必要だと思います。何が言いたいかというと、やらなければいけないことなのか、みんなの意見がまとまらなければやらなくてもいいのかというあたりが、少しはっきりしないんじゃないかと思います。A地区はまとめなくていい、まとまらないまま放置しておくということであれば、それはやらなくたって、その程度のことなんかエネルギーをかけることはないんじゃないかということです。学校適正配置という問題はしっかりした信念でやらないとできない。みんなの意見を聞いていたらまとまりますよというような話ではないんじゃないかという感じがしますけどね。

【説明者】

おっしゃるとおりです。

【委員】

事業そのものが、統合新校をつくると出しているんですから、やっぱりいつかの時点で出さ

なきゃいけないと思いますよ。それは住民がやるかやらないかは別の問題ですからね、行政としては。しかも法律に基づく公の学校ですから、もう少し出るときはきちんと出ないといけないと私は思いますね。

【委員】

学校というのは自分たちの学校ですから。確かに自分の子供が今通っているのと先行きとは違うかもしれないけれども、しかしそのところがきちっと解決できないと、協働も何もありませんよね。

【説明者】

わかりました。

【部会長】

ということで、現状のまま継続とか、計画どおり進んでいるという形になっていくと、私どもとしてはどうなのかなという形でのご質問をさせていただいたということです。

ちょうど時間になりましたので、今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

< 閉会 >